

平成 29 年 5 月 15 日

各位

会 社 名 株式会社日本製鋼所代表者名 代表取締役社長 宮内 直孝

(コード番号:5631 東証第1部)

問合せ先 総務部長 菊地 宏樹

(電話: 03-5745-2001)

# 当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、平成26年5月7日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)を更新することを決議し、同年6月25日開催の当社第88回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました(以下、かかる更新後の対応策を「旧プラン」といいます。)。旧プランの有効期間は、平成29年6月27日開催予定の当社第91回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとされています。

旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランの内容を一部修正した上で更新すること(以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。)を決定いたしましたので、お知らせいたします。

本更新につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、社 外監査役2名を含む監査役全員から賛同を得ております。

また、本日現在、当社が具体的に第三者から大量買付けの提案を受けている事実はありません。

本更新に伴う旧プランからの主な変更点は次のとおりです。

- ①本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合に、買付者等が有する新株 予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしま した。
- ②独立委員会が買付者等に対して情報提供を求める期間の上限(最長 60 日)を設定いたしました。
- ③旧プランで最長 60 日としていた取締役会からの情報提供期間の上限の設定をやめ、取締役会からの情報提供期間と、延長期間を含めた独立委員会の検討期間を合わせて最長 120 日とし、旧プランの 150 日から短縮いたしました。
- ④本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合の要件を限定いたしました。

(ご参考) 旧プランからの主な変更点

項目	旧プラン	本プラン
買付者等が有する新株予約権	明記なし	明記あり
の取得対価として金銭を交付		
しない旨 (6頁、15頁)		
買付者等に対して情報提供を	設定なし	最長 60 日
求める期間の上限(7頁)		
取締役会に対して情報提供を	最長 60 日	設定なし(ただし、独立委員会の
求める期間の上限(8~9頁)		検討期間内)
独立委員会の検討期間	延長期間を含め最長 90 日	延長期間を含め最長 120 日(ただ
(8~9頁、11頁)		し、取締役会に対して情報提供を
		求める期間を含む)
新株予約権の無償割当ての要	i 東京高裁4類型その他これに	i 東京高裁 4 類型·強圧的二段階
件(12~13 頁)	類似する行為・強圧的二段階買	買付(※)
	付 (※)	ii 買付者等が手続を遵守しない
	ii 買付等の条件が当社の本源的	場合
	価値に鑑み著しく不十分又は	
	不適当な場合	
	iii当社の従業員、取引先、顧客等	
	との関係を破壊し、当社の企業	
	価値ひいては株主共同の利益	
	に著しく反する重大なおそれ	
	をもたらす買付等	
	iv買付者等が手続を遵守しない	
	場合	

※東京高裁4類型とは、12~13頁に記載のIV. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」(2) ①から④までをいい、強圧的二段階買付とは、同(3)をいいます。

## <本更新の必要性>

当社は多様な製品を製造しており、そのために必要な技術は多岐にわたります。中でも、極めて高い安全性・信頼性が求められる原子力発電用の大型鍛鋼部材を、高品質な世界最大級の鋼塊から一体型で製造する技術は、エネルギー資源の多くを海外からの化石燃料の輸入に頼っているわが国にとって、エネルギー安全保障の観点から非常に重要な意義を有しております。

また、兵器の国産化を目的に創業した当社が長年にわたり蓄積してきた、火砲を中心とする防衛関連機器の製造技術は、わが国の防衛上、非常に重要な役割を果たしております。

このように、創業時よりわが国の安全保障の一端を担ってきた当社は、様々なステークホルダーとの密接な信頼関係をベースに、これまで培ってきた高度な技術を保持・発展させることによって、今後もわが国の安全保障に貢献していくことが、当社の社会的責務であると考えております。

しかしながら、当社が製造する原子力発電用の大型鍛鋼部材や防衛関連機器は安全保障に深く関わる製品であるがゆえに、その時々の世界の政治情勢や経済情勢等を背景に、これらの製品に用いられる高度な技術の取得を目的として、一方的に当社株券等に対する大量買付けが強行される可能性が十分に考えられます。

下記 I. 2. 「事業運営に対する当社の考え方」のとおり、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、お客様をはじめ労働組合、取引先、地元の方々等ステークホルダーとの中長期的な信頼関係の維持・向上策を実行していくとともに、蓄積した多様な技術の融合による「技術経営」を一層推進していく必要があります。当社の株券等の大量買付けを行う者によりこれらが着実に実行されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、 公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保すること及び市場内での 買集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、必ずしも有効に機能しないことが 考えられます。

こうした状況において、当社の営む事業が社会インフラやわが国の安全保障に関連するものであり、その企業価値の考慮に際して多様な要素を広範に検討する必要があることに鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためにあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

## I. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた当社の取組み

## 1. 当社の事業概要

当社は、1907 年(明治 40 年)、後に鉄鋼業の一大基地となる北海道室蘭市に兵器の国産化を目的として、日英 3 社の共同出資による合弁企業として設立されました。太平洋戦争後、蓄積した高度な技術・ノウハウを基盤に民需に転換し、優れた「鋼」づくりと、それらを活かした「機械」の開発、さらに新規事業分野の開発に努めてきました。その活動は、電力・鉄鋼・造船・石油化学などの重化学工業のみならず、自動車・電機・情報機器などの広い分野にわたり、「鋼と機械の総合メーカー」として、国内はもちろん世界的にも高い評価を得てきました。そして今日では、素形材・エネルギー事業と産業機械事業の二つのセグメントを柱として、「独創技術で変化を創り出し社会の発展に貢献する企業」として、社会の最先端のニーズに応えています。

「素形材・エネルギー」の分野に関しましては、高温・高圧・高腐食の苛酷な環境で安全に使用できる清浄な鋼の材料開発や、大型製品を作り上げる熱加工、熱処理、機械加工、溶接等の多岐の工程にわたり整備された設備と蓄積された経験、そして生産技術及びノウハウを活かし、様々な産業の設備関連の重要部品を製造しております。とりわけ、エネルギー関連では、火力・原子力発電用部材、石油精製等の圧力容器類、天然ガス田における輸送用特殊鋼管等、豊富な納入実績を有し、世界各国のお客様か

ら高い評価をいただいております。

「産業機械」の分野に関しましては、樹脂製品の製造工程で、ペレットの製造から 最終製品の成型に至るまでの様々な機械装置を製造しております。これらの機械装置 の開発には、「素形材・エネルギー」の分野において蓄積された技術、ノウハウが主要 部品の材料開発に重要な役割を果たしております。蓄積してきた先進のメカトロニク ス技術でお客様のあらゆるニーズに応え、次々に新たな製品を開発するなど、世界ト ップの総合樹脂機械メーカーとして成長を続けております。また、当社の祖業である 防衛関連機器の製造も行っており、これについても「素形材・エネルギー」の分野に おいて蓄積された技術、ノウハウが重要な役割を果たしております。

## 2. 事業運営に対する当社の考え方

当社製品の大部分は一品ごとの受注生産であり、それぞれのお客様によって詳細な要求仕様が異なっております。つまり、お客様の課題を理解し、解決するための方法を考えて計画し、設計、製造された製品・サービスをお届けすることが当社の使命と考えております。

このベースとなるのは、長い期間をかけて築き上げてきたお客様をはじめとする取引先等の様々なステークホルダーとの密接な信頼関係であり、その維持・向上がもっとも大切なことであると考えております。かかるステークホルダーとの密接な信頼関係を基礎として、材料開発から製品・サービスまでの一貫体制を堅持し、蓄積した多様な技術を組み合わせ、既存事業、新規事業の両分野にまたがる事業領域を拡大させる「技術経営」を一層推進していくことこそが、当社の企業価値を高めていく方策であり、今後も継続してまいります。

## Ⅱ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。したがいまして、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益 に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要 するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財 務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## Ⅲ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. 中期経営計画の推進

上記 I. 2.「事業運営に対する当社の考え方」のような考え方に立ち、当社は平成29年度を最終年度とする3年間の中期経営計画(JGP2017)において、お客様のバリューチェーンの要衝においてトップシェアを目指す「グローバル&ニッチトップ企業グループへの飛躍」を目標とし、①現有事業の収益力拡大、②新製品・新規事業の育成・早期戦力化、③グループ経営の強化とアライアンスの推進、を基本方針とし、収益力の拡大に向けた事業活動を推進しております。

財務面においては、収益力向上や運転資金の効率化等により資金創出力を強化し、創出された資金を設備投資やアライアンス、M&A等の成長投資に積極的に投入し、更なる収益力の拡大につなげてまいります。組織体制面では、ダイバーシティを重視しつつ人材の確保と育成に努め、またコーポレート・ガバナンスのさらなる強化や意思決定プロセスの適正化などグループ経営の強化にも注力しております。さらに技術・技能の伝承とその進展は、企業価値の源泉を維持・強化する上で重要な課題であると認識し、グローバル化への対応強化を含め、組織的な取組みを進めております。そのほか、コンプライアンス活動は勿論のこと、安全衛生管理活動、温室効果ガスの排出量削減・生物多様性維持への対応等の環境保全活動にも取り組んでおります。

さらに、平成30年度から平成32年度までの次期中期経営計画(JGP2020)の策定にも着手しており、事業環境の変化に対応した新たな成長戦略により、収益力をさらに強化してまいります。

#### 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とし取締役の経営責任を明確化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能・監督機能と執行役員による業務執行機能を区分することで、経営の意思決定の迅速化、監督機能強化及び業務執行機能の向上を図っております。

加えて、独立社外取締役を2名選任することにより、取締役会の意思決定機能・監督 機能の強化を図っております。

さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定過程における公正性と透明性を確保するため、複数の独立社外役員を含む5名で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役会はこれらの委員会の答申を踏まえて取締役及び執行役員の指名・報酬の決定をすることとしております。

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準と当社が独自に 定めた「株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準」に従って判断しており、 いずれの社外役員も独立性を有していることから、社外役員全員を独立役員として東京 証券取引所に届け出ております。

また、取締役会は、毎年、取締役会の実効性について取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果を分析・評価することで、さらなる実効性向上に取り組んでお

ります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組み姿勢を明らかにするため、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております(http://www.jsw.co.jp/ir/governance.html)。

# Ⅳ. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針 の決定が支配されることを防止するための取組み)

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案 (以下、「買付等」といいます。)が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを 株主の皆様が判断するためにあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な 情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者又は買付提案者 (以下、「買付者等」といいます。)と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企 業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

#### 2. 本プランの概要

(1) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記IV. 1.「本プランの目的」を実現するために必要な手続(下記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」にて後述します。)を定めています。

## (2) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、当社は、当該買付者等が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、独立委員会規則(その概要については資料1をご参照下さい。)を定め、当該規則に従い、当社経営陣から独立した社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で構成される独立委員会を設置し、その判断を経ることで、当社取締役会の恣意的判断を排するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本更新時において独立委員会の委員となることが予定される者の氏名及び略歴は、資料2

のとおりです。

## (3) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

## 3. 本プランの発動に係る手続

## (1) 対象となる買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①又は②に該当する買付等とします。買付者 等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととなります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)を行う者の 株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計 が20%以上となる公開買付け

#### (2) 買付者等に対する情報提供の要求

上記IV. 3. (1)「対象となる買付等」に定める買付等を行う買付者等には、買付等の開始又は実行に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断、独立委員会の勧告、当社取締役会としての意見形成のため、以下の各号に定める情報(以下、「本情報」といいます。)を提供していただきます。

具体的には、まず当社代表取締役宛に、買付者等の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法(外国法人の場合)及び提案する買付等の概要を明示した意向表明書を、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約書とともに、日本語によりご提出いただくこととします。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日(注8)(初日不算入)以内に、買付者等から当初提供いただく本情報のリストを当該買付者等に対して交付します。

当社取締役会は、本情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、提供された本情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて追加的に情報提供を求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、追加的に情報提供していただきます。ただし、最終の回答期限(以下、「最終回答期限」といいます。)は、十分な情報が提供されたと判断されない場合であっても、意向表明書を受領した日から60日(初日不算入)を超えないものとします。

① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注9)、特別関係者、買付者等を被支

配法人等(注 10)とする者の特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。また、すでに当社の株主の場合は全ての株主名も提供していただきます。)

- ② 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 買付等の資金の裏付け(実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係 者の処遇
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本情報の提供を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記IV. 3. (4)「独立委員会における判断方法」の①に定めるとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

## (3) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から本情報(追加的に情報提供を求められたものを含みます。)が提供された場合又は最終回答期限が到来した場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、本情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

# ② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、当社の営む事業が社会インフラやわが国の安全保障に関連するものであり、その企業価値の考慮に際して多様な要素を広範に検討する必要があることを勘案し、買付者等から本情報(追加的に情報提供を求められたものを含みます。)を受領した時点又は最終回答期限のいずれか早い日から最長 90 日間(初日不算入)

の検討期間(取締役会検討期間を含み、以下、「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。なお、下記(4)④に該当する場合等には、独立委員会は最長30日間の範囲内で独立委員会検討期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において(当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には)当社取締役会から情報、資料等を受領した受領した上、買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会を通じて株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。なお、独立委員会検討期間が終了する前に検討結果が出た場合には、当社取締役会を通じてこれを直ちに情報開示するものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

#### ③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、買付者等が現れた事実、意向表明書の提出の事実、本情報の提供の事実及びその概要、独立委員会検討期間が開始された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で、当社取締役会を通じて株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (4) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手順に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から④に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要及びその他独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記IV. 4. 「本新株予約権の無償割当ての要件」の(1)に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告するものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、 次の(ア)又は(イ)のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予 約権の無償割当ての効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本 新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日 までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧 告することができるものとします。

- (ア) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった 場合
- (イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記IV. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは本新株予約権の行使を認めることが相当でないこととなった場合
- ② 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記IV. 4. 「本新株予約権の無償割当ての要件」の(2)又は(3)に定める要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を、当社取締役会に勧告するものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告した場合であっても、上記①(ア)又は(イ)に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告 する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記IV. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しない

ことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記IV. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### ④ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了までに、本新株予約権の無償割当 ての実施又は不実施の勧告(本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨の勧告を含みます。)を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該 買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に 必要とされる合理的な範囲内(ただし、30日間を超えないものとします。)で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告(本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨の勧告を含みます。)を行うよう最大限努めるものとします。なお、独立委員会検討期間が延長された場合には、その理由及び期間について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示するものとします。

#### (5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記IV. 3. (4)「独立委員会における判断方法」①に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合、及び③に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合において、独立委員会から勧告を受けた場合には、これを最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、これらの場合においては、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する決議を行うまでの間、買付等を実行することはできないものとします。

また、当社取締役会は、上記IV. 3. (4)「独立委員会における判断方法」②に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告する場合において、独立委員会から勧告を受けた場合には、下記IV. 3. (6)「株主総会の開催」に定める手続の決議を行うものとします。当社取締役会は、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、また、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する

決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記各取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

#### (6) 株主総会の開催

上記IV. 3. (4)「独立委員会における判断方法」②に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告した場合には、当社取締役会は速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案を付議します。なお、株主総会の開催の前提として、当社取締役会は、速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日(以下、「承認総会議決権基準日」といいます。)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに情報開示するものとします。なお、独立委員会が上記IV. 3. (4)「独立委員会における判断方法」②に従った勧告を行った場合、買付者等は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議を行うまでの間、買付等を実行することはできないものとします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施の承認を議案とする株主総会の 招集手続を実施する際、本情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び 独立委員会の勧告等その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関 係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

#### 4. 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次の(1)に該当する場合、又は(2)もしくは(3)のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」(4)に定める独立委員会の判断及び(同(6)に従って株主総会が開催される場合には)当該株主総会における決議を経て、同(5)に定める当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

- (1) 上記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」(2) 又は(3) に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (2) 次に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当 社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流 用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (3) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式売買を行うことをいいます。)等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

## 5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(1) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

## (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を 無償で割り当てます。

(3) 本新株予約権の効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である当社株式の種類は普通株式 (注 11) (「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第 128 条第 1 項に定める振替株式となります。)とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り 1 株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際 して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の 時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

#### (6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、原則として1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

## (7) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者(注 12)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注 13)、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①乃至④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは継承した者、又は、⑥上記①乃至⑤記載の者の関連者(注 14)(以下、①乃至⑥に該当する者を総称して「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(9)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

## (8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

#### (9) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新 株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社 取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得す ることができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日をもって、

当該非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該 日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、 本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものと し、その後も同様とします。なお、当社は、非適格者が有する本新株予約権の 取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

- (10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (11) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

#### (12) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議に おいて別途定めるものとします。

#### 6. 本更新に係る手続

本更新については、本定時株主総会における決議により、株主の皆様にご承認いただくことを条件とします。

## 7. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

#### 8. 本プランの廃止及び修正・変更等

本更新後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間の満了前であっても、その決議により本プランを廃止することができます。また、当社取締役会は、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の 事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会 が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成29年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## Ⅴ. 株主及び投資家の皆様への影響

## 1. 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## 2. 本新株予約権の無償割当てにより株主及び投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、 当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日にお ける最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様(以下、「割当対象 株主」といいます。)に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の 割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当 該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株 予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 IV. 3.「本プランの発動に係る手続」(4)①及び②に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により損害を受ける可能性があります。

#### (2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定められた行使価格に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(3)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、この場合、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。

## (3) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

#### (4) その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細 につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表 又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### VI. 本プランの合理性

#### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

## 2. 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、上記IV. 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株券等に対

する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためにあるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、 又は場合により株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

## 3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、上記IV. 6.「本更新に係る手続」に記載したとおり、本定時株主総会において承認可決がなされることを条件としております。また、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始した状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合、及び独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をする場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意向が直接反映されることとなっております。

## 4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外の有識者3名以上により構成されます(本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は資料2のとおりです。)。

当社株券等に対して買付等がなされた場合には、上記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」(4)及びIV. 4.「本新株 予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客 観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## 6. 当社取締役の任期は1年とされていること

当社取締役の任期は1年とされており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当

社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが 可能であります。

## 7. 第三者専門家の意見の取得

上記IV. 3.「本プランの発動に係る手続」(3)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

## 8. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記IV. 8.「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができ るものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を 指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能で す。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を 交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛 策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するの に時間を要する買収防衛策)でもありません。

- (注1) 金融商品取引法第 27 条の 23 第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以 外の日をいいます。以下同じとします。

- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条 第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含み ます。以下同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注 11) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注 12) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株 券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者を いいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の 企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他 本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保 有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注13) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注13において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注13において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注 14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されも しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又 はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。 「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している 場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立した社外の有識者から、当 社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、 投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等又はこれらに準ず る者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含 む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決 議により別段の定めを行った場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その 理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧 告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上 の機関としての決議を行う(ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関す る議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。)。 なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定に当たっては、当社の 利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の 個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当てを実施することを株主総会に諮るべきである旨
  - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
  - ① 当該買付等が本プランの対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
  - ④ 買付者等の買付等の内容の検討
  - ⑤ 自ら又は当社取締役会等を通じた買付者等との協議・交渉
  - ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、買付者 等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等、株主への代替案 の提示
  - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
  - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付者等が提供した本情報が不十分であると判断し

た場合には、追加的に情報を提供するよう求める(ただし、最終の回答期限は、十分な情報が提供されたと判断されない場合であっても、意向表明書を受領した日から 60日(初日不算入)を超えないものとする。)。また、独立委員会は、買付者等から本情報(追加的に情報提供を求められたものを含む。)が提供された場合、当社取締役会に対しても、適宜定める回答期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するよう要求することができる。

- ・ 独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・ 株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会を通じて株主に対 する当社の代替案の提示を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、執行役員、監査役、専門 役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める 事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、 公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等が できる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

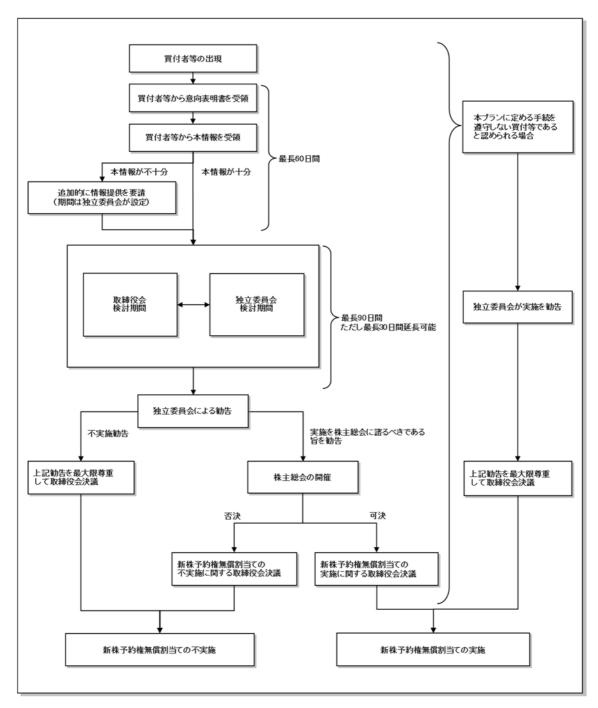
# 独立委員会委員略歴 (五十音順)

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

	氏	名			略歷
				昭和17年生まれ	
				昭和 50 年 9月	公認会計士登録
				昭和 52 年 6月	税理士登録
			iè みち E 道	昭和 53 年 1月	尾内公認会計士事務所・税理士尾内正道事務所 開設
お尾	うち	まさ 正		昭和 58 年 8月	株式会社三菱総合研究所客員研究員
上 上	N	IE.		平成 15 年 7月	早稲田大学会計研究所客員研究員(現 招聘研究員)(現任)
				平成 19 年 7月	日本公認会計士協会副会長
				平成 22 年 7月	日本公認会計士協会監事
				平成 25 年 6月	月島機械株式会社社外監査役(現任)
				平成 27 年 6月	日東紡績株式会社社外取締役 (現任)
				昭和18年生まれ	
				昭和 45 年 4月	東京地方検察庁検事
				平成 17 年 4月	名古屋高等検察庁検事長
				平成 18 年 6月	退官
				平成 18 年 7月	弁護士登録
				平成 18 年 10 月	千葉大学法科大学院教授
	+	7 /	7.5	平成 19 年 9月	J. フロント リテイリング株式会社社外監査役 (現任)
つる <b>在鳥</b>	田	ろく 六	ろう <b>郎</b>	平成 21 年 4月	駿河台大学法科大学院教授
				平成 22 年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス社外
					監査役
					三菱化学株式会社社外監査役
				平成 24 年 6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外
					監査役(現任)
					株式会社三井住友銀行社外監査役
				平成 27 年 6月	KYB株式会社社外取締役(現任)
				昭和20年生まれ	
				昭和 49 年 1月	住友セメント株式会社(現 住友大阪セメント株式会
					社)入社
	_			平成 18 年 6月	同社代表取締役社長
かた渡	たなべ <b>邊</b>	K	ゆたか <b>穰</b>	平成 23 年 1月	同社取締役相談役
				平成 23 年 6月	同社相談役
				平成 24 年 6月	NECモバイリング株式会社(現 MXモバイリング
					株式会社)社外取締役
				平成 26 年 1月	住友大阪セメント株式会社名誉顧問(現任)

(注) 上記各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

# 本プランの手続に関する流れ (イメージ概要)



(注) この図は、本プランに対するご理解の一助としてお使いいただくことのみを目的と して作成されております。本プランの詳細については本文をご参照下さい。

# 当社株式の状況(平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数200,000,000 株2. 発行済株式総数74,292,607 株3. 株主数24,719 名

4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5, 573	7. 58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4, 586	6. 24
三井生命保険株式会社	2, 827	3.85
株式会社三井住友銀行	2, 200	2. 99
ビービーエイチ ザ アドバイザーズ インナー サークル フアンド ツー コペルニク グロ オール キャツプフアンド	1, 856	2. 53
三井住友海上火災保険株式会社	1, 764	2. 40
三井住友信託銀行株式会社	1,630	2. 22
新日鐵住金株式会社	1, 306	1. 78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1, 271	1.73
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1, 243	1.69

<sup>(</sup>注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (801,480 株) を控除して計算しております。

以 上